

## 国見町告示第 26 号

国見町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 31 日

国見町長 村 上 利 通

### 国見町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

国見町産後ケア事業実施要綱（平成30年国見町告示第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「未満」を「以内」に改め、「もの」の次に「及び流産や死産等を経験された方、里親等、町長が必要と認めた者」を加え、同条第 2 項中「出産に係る入院中の者及び医療を必要とする者」を「出産に係る入院中の者、感染症に罹患している者又はその疑いがある者及び入院又は加療を要する状態であって事業の利用に支障があると認める者」に改める。

第 5 条第 1 号中「産婦の母体の管理及び生活面の指導に関すること。」を「産婦の身体的ケア及び保健指導、栄養指導」に改め、同条第 2 号中「乳房管理に関すること。」を「適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケア含む）」に改め、同条第 3 号中「沐浴や授乳等育児相談に関すること。」を「育児の手技についての具体的な指導及び相談」に改め、同条第 4 号中「。」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

#### (4) 産婦の心理的ケア

第 8 条第 3 項中「県助産師会」を「医療機関等」に改める。

第11条第 1 項中「産後ケア事業個別利用状況報告書（第 8 号様式）」を「広域産後ケア事業報告書」に、「産後ケア事業実施報告書（第 9 号様式）、産後ケア事業委託料請求書（第10号様式）」を「広域産後ケア事業委託料請求書（これらの様式は、福島県内で統一した様式を使用する。）」に改める。

第 8 号様式から第10号様式までを次のように改める。

第 8 号様式から第10号様式まで 削除

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。